

【目次】

- 1 〔周知〕働き方改革に関する出張相談会（無料）について【ぎふ働き方改革推進支援センター】
- 2 〔周知〕2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です【厚生労働省】
- 3 〔周知〕建設業・運輸業の皆さま、2024年4月から時間外労働の上限規制がスタートします【厚生労働省】

1 〔周知〕働き方改革に関する出張相談会（無料）について【ぎふ働き方改革推進支援センター】

ぎふ働き方改革推進支援センターでは、厚生労働省の委託事業として、働き方改革関連法が順次施行される中、企業の皆様の新たな取り組みや各種相談に応ずるため、地域自治体と連携した「出張相談会」を下記のとおり開催することとしています。どのような相談にも応じますので、是非この機会をご活用ください。

なお、原則は事前申込をいただくこととしていますが、事前申込がない場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

1. ハローワーク高山出張相談会

実施日 4月13日（木）

相談時間 13時30分～16時00分（1社あたり30分程度）

相談会場 ハローワーク高山 労働保険相談室

申込期限 4月6日（木）

2. 国府支所出張相談会

実施日 4月18日（火）

相談時間 13時30分～16時00分（1社あたり30分程度）

相談会場 国府支所 研修室A

申込期限 4月11日（火）

〇お問合せ先

ぎふ働き方改革推進支援センター

電話0120-226-311

2 〔周知〕 2023 年 4 月から、従業員が 1,000 人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です【厚生労働省】

育児・介護休業法の改正により、2023 年 4 月から従業員が 1,000 人を超える企業は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられます。公表内容や公表方法等、詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【詳細】

男性の育児休業取得率等の公表について

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=6&n=190>

3 〔周知〕 建設業・運輸業の皆さま、2024 年 4 月から時間外労働の上限規制がスタートします【厚生労働省】

建設業や自動車運転の業務などには、2024 年 4 月から、時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限規制については、大企業では 2019 年 4 月から、中小企業では 2020 年 4 月から導入されていますが、建設業や自動車運転の業務などの一部の事業、業務では、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、2024 年 3 月 31 日まで、その適用が猶予されています。

それを踏まえて、厚生労働省では、特に建設業・運輸業に携わる皆さまへ、上限規制の円滑な適用に向けて、広く情報発信を行っていきます。

その一環として、厚生労働省ウェブサイトにも上限規制特設ページを設けました。

このページでは、建設業や自動車運転の業務などへの上限規制の適用について、業界や関係者の方々をはじめ、広く国民の皆さまにも知っていただけるよう、随時新たなコンテンツを掲載してまいります。ぜひ、定期的にご確認ください。

■特設ページ

「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=5&n=187>

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jp へてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル：【配信停止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課内

高山市雇用促進協議会事務局 担当 菊池

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

TEL：0577-35-3182（直通）

FAX：0577-35-3167

E-mail：rousei555@city.takayama.lg.jp

___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/